

No.

空家等の確認票

※原則、3つ以上に該当した場合は、「空家等」とする。

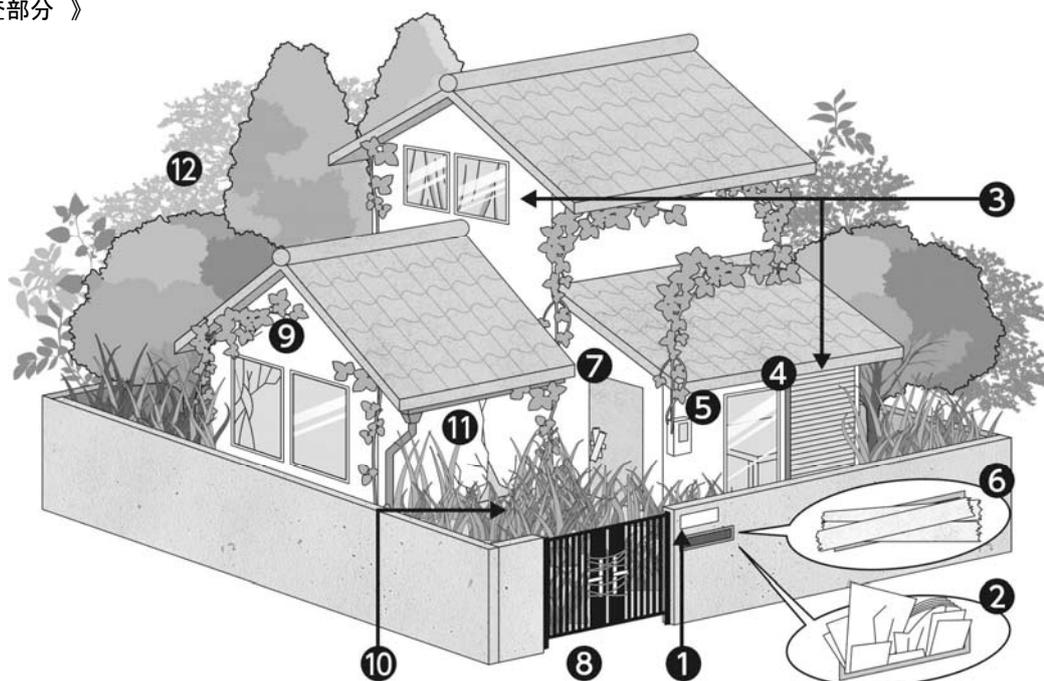
ただし、現地の状況により「空家等」と確認できる場合はこの限りでない。

空家等の所在地	区	
調査日	年 月 日()	
調査項目		判定
① 表札がない(戸建て住宅)		
② 郵便受けに大量の郵便物やチラシが入っている。		
③ 日中に雨戸・カーテンが全て締め切っている。 (または、夕夜間にカーテンが開いている。)		
④ カーテン等がない。		
⑤ 電気等のメーターが動いていない。		
⑥ 郵便受けに目貼りがしてある。		
⑦ 戸締りの不備、外壁・開口部等の破損により、容易に侵入が可能な状態である。		
⑧ 道路から玄関までのアプローチ部分が雑草等に覆われ通行ができない。		
⑨ 鍵穴がテープなどで封印されている。		
⑩ 門扉が針金等で封印されている。(明らかに出入りしない状態)		
⑪ 建物に補修を要する破損等が多数見受けられる。		
⑫ 庭木や雑草が繁茂している。		

※「空家」の判断として、概ね年間を通して使用実績がないことが一つの基準となります。

※建物1棟が空家となっているものでないと、法の対象とはなりません。

《 調査部分 》



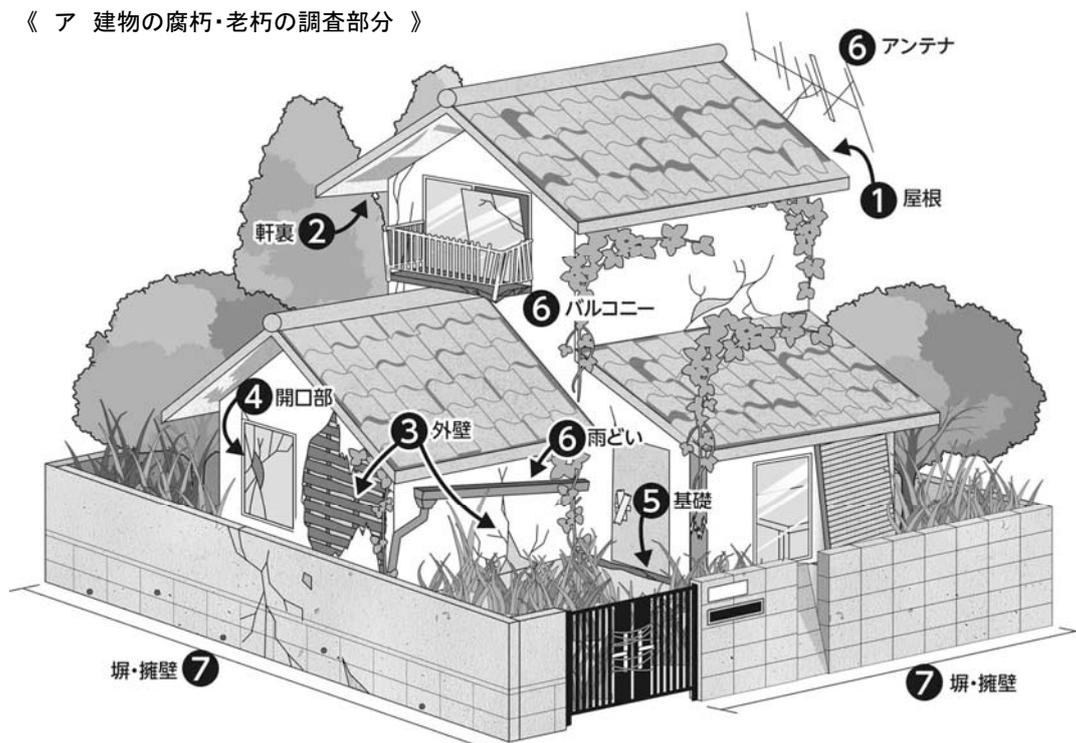
No.

初期指導対象の判定票		
調査項目	判断基準	判定
ア 建物の腐朽・老朽 ※参考1(P24～)参照	① 屋根に破損等がある。(瓦のズレ、割れ、ハガレなど)	
	② 軒裏に破損等がある。(ハガレ、浮き)	
	③ 外壁に穴があり、室内が確認できる。 外壁が剥がれている。 外壁に大きなヒビが入っている。	
	④ 開口部(窓・ガラス・戸等)が割れている。または外れている。	
	⑤ 基礎や土台がひび割れている。	
	⑥ バルコニーや屋外階段が傾いている。または腐食している。 アンテナや室外機等が傾いている。または外れている。 雨どいが傾いている。または外れている。	
	⑦ 塀・擁壁等が傾いている。または大きなひび割れがある。	
イ 火災の危険性	火遊び、火災の発生や痕跡など、具体的な出火危険がある	
ウ 侵入の危険性	侵入を容易とする大きさの戸、窓及び穴等が常時開放されている。	
エ ごみ・物品の投棄	ごみ、物品等が散乱している ごみ、物品に起因する臭気が発生している	
オ 衛生害虫等	ごきぶり・ハエ等の衛生害虫やねずみが発生している場合 スズメバチの巣があり、放置しておくこと刺傷事故の発生の恐れがある場合	
カ 立木・雑草の繁茂	雑草又は立木が敷地の全体にわたって繁茂し、敷地の境界を著しく越えている	道路側
		隣地側

※犬や猫の住みつきについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき対応しますので、区生活衛生課へ相談してください。

※カラス、ハクビシン等の野生動物の被害については、環境創造局動物園課へ相談してください。

《 ア 建物の腐朽・老朽の調査部分 》



調査結果				
通し番号(区・番号)	年度	案件番号	空家等所在地	総合所見
	R2			特定空家等に(該当 非該当)

周辺環境の状況	いずれかに該当した場合に、周辺環境状況が特定空家等に該当	隣家、駐車場、道路、公園、線路、その他()
---------	------------------------------	------------------------

空家等の状態

2(1)保安上危険

	(あ)	(い)	(う)	
A (建築物の倒壊のおそれのあるもの)	建築物全体	概ね 1/20 超の傾斜が生じているもの	概ね 1/60 超、1/20 以下の傾斜が生じているもの	
	建築物の構造耐力上主要な部分	基礎又は土台	基礎又は土台の概ね 1/4 以上が腐朽、破損又は変形が生じているもの	基礎の数が所にひび割れ又は不動沈下が生じているもの、土台の数が所に腐朽又は破損が生じているもの
		柱、はり等	柱、はり等の概ね 1/4 以上が腐朽、破損又は変形が生じているもの	柱の数が所に腐朽又は破損が生じているもの
B (屋根、外壁等が脱落、飛散等のおそれのあるもの)	屋根(屋根材、屋根ふき材等)(一定の重量があるもの)	2階以上の部分(敷地が周囲から2m以上高い場合には、1階部分も含む。以下Bの項において同じ)の屋根の概ね 1/4 以上が剥離、破損等が生じているもの	2階以上の部分の屋根の概ね 1/10 以上の剥離、破損等、軒裏の剥がれが生じているもの	
	外壁(外壁、外装材等)(一定の重量があるもの)	2階以上の部分の外壁の一面の概ね 1/4 以上の剥離、破損等が生じているもの	2階以上の部分の外壁の一面の概ね 1/10 以上の剥離、破損等が生じているもの	
	建築物に取り付けられた屋外階段、バルコニー等(一定の重量があるもの)	2階以上の部分の屋外階段、バルコニー等の概ね 1/4 以上の腐食、破損又は脱落が生じているもの	2階以上の部分の屋外階段、バルコニー等の概ね 1/10 以上の腐食、破損又は脱落が生じているもの	
C (塀、擁壁等が倒壊、脱落等のおそれのあるもの)	門又は塀若しくは擁壁等の工作物(一定の重量があるもの)	次のいずれかの状態にあるもの 一: 高さ 1.2m を超える門、塀等(それ自体の高さが 1.2m を超えるもの)で、概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの 二: 高さ 2.0m を超える擁壁等で、著しいひび割れ等が生じているもの 三: 2m を超える高さに存する門、塀等で概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの		
D (樹木の倒壊のおそれのあるもの)	樹木(一定の重量があるもの)	高木(樹高 3.0m 以上の樹木をいう。)又は 2m を超える高さに存する樹木で、次のいずれかの状態にあるもの 一: 幹が自立困難な程度に腐朽又は破損しているもの 二: 根のほぼすべてが土地に定着していないもの		

該当部分を囲む

該当部分を囲む

該当部分を囲む

補足
・判定には、Googleマップの航空写真等も参考にしてください。

補足
・原則、外壁の面積に、開口部分は含めないこととします。

補足
・塀、擁壁等の近くに樹木が立っている場合は、樹木の幹や根に押されひび割れ等が生じやすいので、特に注意して調査してください。

補足
・隣家の破損の様子がわかる写真も添付してください。

2(4)生活環境

ア 樹木の幹又は枝(倒木を含む。)が隣家の外壁等(雨樋、窓等を含む。)に常時接触するなどして、当該部分を破損しているもの

2(1)保安上

- ・A、B、C、D: (い)に該当する項目が1以上
- ・A: (う)に該当する項目が2以上
- ・B: (う)に該当する項目が3以上

2(4)生活環境

- ・アに該当

いずれかの場合
空家等の状態が特定空家等に該当

周辺環境の状況、及び空家等の状態がいずれも特定空家等に該当する場合、総合所見が『該当』となります。

調査結果				
通し番号(区・番号)	年度	案件番号	空家所在地	総合所見
0	R2	0	0	特定空家等の状態(α・β・γ・その他)

周辺環境の状況

周辺への影響が(極めて大きい・大きい)

悪影響の程度と危険の切迫性

該当部分を囲む

該当部分を囲む

(あ)		(い)	(う)
区分		極めて大きい	大きい
A (建築物の倒壊のおそれがあるもの)	建築物全体	概ね 1/15 超の傾斜が生じているもの	概ね 1/20 超の傾斜が生じているもの
	建築物の構造耐力上主要な部分	基礎又は土台に 破断 が生じているもの 柱、はり等の概ね 過半 にわたり腐朽、破損又は変形が生じているもの	基礎又は土台の概ね 1/4 以上が腐朽、破損又は変形が生じているもの 柱、はり等の概ね 1/4 以上が腐朽、破損又は変形が生じているもの
B (屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがあるもの)	屋根(屋根材、屋根ふき材等)(一定の重量があるもの)	2階以上の部分(敷地が周囲から2m以上高い場合には、1階部分も含む。以下本表内において同じ)の屋根の概ね 過半 にわたり剥離、破損等が生じているもの	2階以上の部分の屋根の概ね 1/4 以上が剥離、破損等が生じているもの
	外壁(外壁、外装材等)(一定の重量があるもの)	2階以上の部分の外壁の一面の概ね 過半 にわたり剥離、破損等が生じているもの	2階以上の部分の外壁の一面の概ね 1/4 以上の剥離、破損等が生じているもの
	建築物に取り付けられた屋外階段、バルコニー等(一定の重量があるもの)	2階以上の部分の屋外階段、バルコニー等の概ね 過半 にわたり腐食、破損又は脱落が生じているもの	2階以上の部分の屋外階段、バルコニー等の概ね 1/4 以上の腐食、破損又は脱落が生じているもの
C (塀、擁壁等が倒壊、脱落等するおそれがあるもの)	門又は塀若しくは擁壁等の建築物の敷地内に存する工作物(一定の重量があるもの)	次のいずれかの状態にあるもの 一:高さ 2.2m を超える門、塀等(それ自体の高さが 2.2m を超えるもの)で、 <u>延長長さ概ね 3m 以上</u> にわたり、概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの 二:高さ 2.0m を超える擁壁等で、 <u>延長長さ概ね 3m 以上</u> にわたり、著しいひび割れ等が生じているもの 三: 2m を超える高さに存する門、塀等で、 <u>延長長さ概ね 3m 以上</u> にわたり、概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの	次のいずれかの状態にあるもの 一:高さ 1.2m を超える門、塀等(それ自体の高さが 1.2m を超えるもの)で、概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの 二:高さ 2.0m を超える擁壁等で、著しいひび割れ等が生じているもの 三: 2m を超える高さに存する門、塀等で概ね 1/20 超の傾斜又は著しいひび割れ等が生じているもの

補足
「極めて大きい」と「大きい」がある場合には、「極めて大きい」の判断になります。

補足
樹木については、措置の基準未策定のため、特定空家等の状態の区別はありません。

特定空家等の状態

特定空家等の状態	イ 周辺環境の状況	
	極めて大きい	大きい
ア 悪影響の程度と危険の切迫性	極めて大きい	β
	大きい	γ

(共通)
・特定空家等の該否を写真で判断できるように、定量的基準に該当する各部の全体(高さや面積、周辺環境との関係がわかるもの)及び破損等をしている箇所を撮影してください。
・該当箇所を○で囲う等、わかりやすく表示してください。

道路と空家の位置関係がわかる写真

隣地と空家の位置関係がわかる写真

① 建築物全体

② 建築物全体



該当箇所の写真
(問題無い箇所は添付不要)

該当箇所の写真
(問題無い箇所は添付不要)

③ 基礎・土台全体

④ 基礎・土台劣化箇所

該当箇所の写真
(問題無い箇所は添付不要)

該当箇所の写真
(問題無い箇所は添付不要)

⑤ 柱・はり全体

⑥ 柱・はり劣化箇所

<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>	<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>
<p>⑦ 屋根全体</p>	<p>⑧ 屋根劣化箇所</p>
<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>	<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>
<p>⑨ 外壁全体</p>	<p>⑩ 外壁劣化箇所</p>
<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>	<p>該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>
<p>⑪ 屋外階段等全体</p>	<p>⑫ 屋外階段等劣化箇所</p>

<p style="text-align: center;">該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>
<p>⑬ 門・塀等全体</p>	<p>⑭ 門・塀等劣化箇所</p>
<p style="text-align: center;">該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p> <p style="text-align: center;">樹木の高さや隣地との位置関係がわかる写真 (人と並べて撮影するなど)</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所の写真 (問題無い箇所は添付不要)</p>
<p>⑮ 樹木全体</p>	<p>⑯ 樹木該当箇所</p>
<p>⑰ その他</p>	<p>⑱ その他</p>

帳票一覧

	帳票名	文例
1	法務局関連申請（公図・土地・建物・商業・図面・地積測量図の交付申請書）	P6~8
2	課税情報照会	P9
3	戸籍謄本住民票（戸籍・住民票請求（空家・老朽建築物）	P10~12
4	封筒宛名印刷	-
5	通知文書（【通知】（情報提供・助言）空家、建物所有者あて）	P13
6	通知文書（【通知】（初期指導）空家、建物所有者あて）	P14
7	通知文書（【通知】（認定通知+確認票）空家、建物所有者あて）	P15
8	通知文書（【通知】（助言指導）空家、建物所有者あて）	P16
9	通知文書（【再通知】（助言指導）空家、建物所有者あて）	-
10	通知文書（【通知】（勧告）空家、建物所有者あて）	P17
11	通知文書（【再通知】（勧告）空家、建物所有者あて）	-
12	通知文書（【通知】（命令事前）空家、建物所有者あて）	-
13	通知文書（【通知】（命令）空家、建物所有者あて）	-
14	通知文書（【依頼】空家、土地所有者・納税者あて）	P18,19
15	通知文書（【通知】（1回通知）老朽建築物、居住者・建物所有者あて）	P20
16	通知文書（【通知】（経過観察大小）老朽建築物、居住者・建物所有者あて）	P21
17	通知文書（【再通知】（経過観察小）老朽建築物、居住者・建物所有者あて）	P22
18	通知文書（【再通知】（経過観察大）老朽建築物、居住者・建物所有者あて）	P23

《所有者》様

《市長名》

建築物の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
あなたが所有又は管理する《地名地番 1》所在の建築物について調査したところ、
...

具体的な不良箇所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺
の生活環境へ影響を与えることがないように、修繕等の必要な対策を講じてくだ
さい。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付してい
ます。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りがな
い場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（平成年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：《地名地番 2》

建築物：○造…○階建

床面積の合計：○平方メートル

【参考】

建築基準法第8条において、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷
地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課せられています。

建築物の事故等により人身被害や物損被害が発生した場合、建築物の所有者等は責任
を問われることがありますので、念のため申し添えます。

- 《担当者 2》
- 《担当者 3》
- 《担当者 4》
- 《担当者 5》
- 《担当者 6》

〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇

建築物の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
あなたが所有又は管理する横浜市〇〇区〇〇×丁目××番地×所在の建築物に
ついて調査したところ、…

具体的な不良箇所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺
の生活環境へ影響を与えることがないように、修繕等の必要な対策を講じてくだ
さい。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付してい
ます。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りがな
い場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（令和年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：横浜市〇〇区〇〇×丁目××番地×

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【参考】

建築基準法第8条において、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷
地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課せられています。

建築物の事故等により人身被害や物損被害が発生した場合、建築物の所有者等は責任
を問われることがありますので、念のため申し添えます。

横浜市建築局建築指導部建築指導課

建築安全担当課長 〇〇 〇〇

（担当）建築安全担当：〇〇、〇〇

電話 045-671-4539

メール kc-anzen@city.yokohama.jp

《所有者》様

《市長名》

空家等の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
 平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。
 あなたが所有又は管理する《地名地番 1》所在の建築物について調査したところ、
 …

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺の生活環境へ影響を与えることがないように、修繕等の必要な対策を講じてください。このままの状態ですと、〇〇（建物の倒壊や火災の発生、樹木の繁茂）等の原因となり、周辺住民（や通行人）の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、場合によっては、生命・財産に危害を及ぼすことにもつながります。空家等は所有者の財産であり、空家等の所有者や管理者は責任を問われることがありますので、念のため申し添えます。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付しています。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りがない場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（平成年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：《地名地番 2》

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【空家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条（空家等の所有者等の責務）】

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

《担当者 1》

《担当者 2》

《担当者 3》

《担当者 4》

《担当者 5》

《担当者 6》

建指第 号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

横浜市長 〇〇 〇〇

空家等の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。…
平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。
あなたが所有又は管理する横浜市〇〇区〇〇×丁目×番地×所在の建築物について調査したところ、…

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺の生活環境へ影響を与えないように、修繕等の必要な対策を講じてください。このままの状態ですと、〇〇（建物の倒壊や火災の発生、樹木の繁茂）等の原因となり、周辺住民（や通行人）の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、場合によっては、生命・財産に危害を及ぼすことにもつながります。空家等は所有者の財産であり、空家等の所有者や管理者は責任を問われることがありますので、念のため申し添えます。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付しています。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りが無い場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（令和年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：横浜市〇〇区〇〇×丁目×番地×

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【空家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条（空家等の所有者等の責務）】

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

【担当】

横浜市建築局建築指導部建築指導課

建築安全担当課長 〇〇 〇〇

（担当）建築安全担当：〇〇、〇〇

電話 045-671-4539

メール kc-anzen@city.yokohama.jp

横浜地方法務局長

《市長名》

公図の交付申請書

標記の事項証明書について業務上必要とするため、次のとおり交付申請を致します。

1. 交付申請理由

(空家等対策の推進に関する特別措置法、建築基準法) に基づく指導の調査資料とするため。

2. 交付を必要とする土地の公図

《地名地番 1》

3. 申請部数

各 1 部 (公図)

登録手数料令第 19 条の規定により、手数料は納付いたしません。

4. 申請者

《申請者担当》 《ログイン担当者》

《申請者電話番号》

横浜地方法務局長

《市長名》

土地及び建物の登記全部事項証明書の交付申請書

標記の事項証明書について業務上必要とするため、次のとおり交付申請を致します。

1. 交付申請理由

空家等対策の推進に関する特別措置法、建築基準法) に基づく指導の調査資料とするため。

2. 交付を必要とする土地及び建物の所在地及びその名称

所在地 《地名地番 1》

家屋番号 《家屋番号》

種類 土地・建物

3. 申請部数

各 1 部 (土地及び建物)

登録手数料令第 19 条の規定により、手数料は納付いたしません。

4. 申請者

《申請者担当》 《ログイン担当者》

《申請者電話番号》

《建建指 1》第 号
令和 年 月 日

横浜地方法務局長 様

《市長名》

商業登記簿謄本の交付申請書

本申請書持参の者は、横浜市建築局建築指導部建築指導課の職員であります。このたび、次のとおり商業登記簿謄本の交付を業務上必要とするため申請いたします。

1. 交付申請理由

(空家等対策の推進に関する特別措置法、建築基準法) に基づく指導の調査資料とするため。

2. 交付を必要とするものの所在地及びその名称

《代表者》

《代表者住所》

3. 申請部数

1部

登録手数料令第19条の規定により、手数料は納付いたしません。

4. 申請者

《申請者担当》 《ログイン担当者》

《申請者電話番号》

«建建指 1»第 号
令和 年 月 日

«区»税務課長

«担当課長»

空家等の所有者等に関する課税情報について（照会）

下記の物件について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）第2条に定める「空家等」であることを確認したため、空家特措法第10条第1項の規定に基づき、空家等の所有者等に関する課税情報について照会します。

1 対象物件

【家屋】（地番）«地名地番 1»
«家屋番号»

【土地】（地番）«地名地番 2»

2 照会事項

1における納税者の氏名、連絡先及び住所

3 添付書類（家屋を特定できる資料）

«担当者 1» «ログイン担当者»
«担当者 2»
«担当者 3»

区 長

区 ・ 局 長

戸籍謄本・住民票の写し等の請求について

次のとおり、証明書の交付を申請します。

請求機関の名称	《担当課》	
請求の種別及び枚数	戸籍・除籍・原戸籍【 <input type="checkbox"/> 謄本・抄本】	1通
	住民票・除票【 <input type="checkbox"/> 全部・一部】の写し	1通
	戸籍の附票（消除含む）【 <input type="checkbox"/> 全部・一部】の写し	1通
本籍・筆頭者氏名 又は住所	(筆頭者)	
対象者氏名	生年月日 年 月 日	
事業名、根拠法令 及び請求事由	空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条に基づき、空家等の所有者等を特定するため、必要な証明書の交付を請求します。	
住民票の写しの 選択事項※	日本人 世帯主氏名、続柄 <input type="checkbox"/> 有・無 本籍 <input type="checkbox"/> 有・無	外国人 世帯主氏名、続柄 <input type="checkbox"/> 有・無 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 有・無 法 30 条の 45 <input type="checkbox"/> 有・無 在留資格等 <input type="checkbox"/> 有・無 番号等 <input type="checkbox"/> 有・無
	特 記 事 項	
担当部署等（送付先）	《担当課》 《ログイン担当者》 《電話》	

※ 請求対象者の日本国籍の有無によって、証明事項が変わります。

請求対象世帯に外国人がいる場合（いないことがわからない場合）は下記の外国人特有記載事項の可否を選択してください。

外国人特有記載事項

国籍・地域 : 国籍の属する国又は

出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号ロに規定する地域

法 30 条の 45 : 住民基本台帳法（住基法）第 30 条の 45 に規定する区分

例) 中長期在留者、特別永住者等

在留資格等 : 在留資格、在留期間、在留期間の満了の日

番号等 : 在留カードの番号、特別永住者証明書の番号等

区 長

区 ・ 局 長

戸籍謄本・住民票の写し等の請求について

次のとおり、証明書の交付を申請します。

請求機関の名称	《担当課》	
請求の種別及び枚数	戸籍・除籍・原戸籍【 <input type="checkbox"/> 謄本・抄本】	1通
	住民票・除票【 <input type="checkbox"/> 全部・一部】の写し	1通
	戸籍の附票（消除含む）【 <input type="checkbox"/> 全部・一部】の写し	1通
本籍・筆頭者氏名 又は住所	(筆頭者)	
対象者氏名	生年月日 年 月 日	
事業名、根拠法令 及び請求事由	建築基準法第8条に基づき、所有者等を特定するため、必要な証明書の交付を請求します。	
住民票の写しの 選択事項※	日本人 世帯主氏名、続柄 <input type="checkbox"/> 有・無 本籍 <input type="checkbox"/> 有・無	外国人 世帯主氏名、続柄 <input type="checkbox"/> 有・無 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 有・無 法30条の45 <input type="checkbox"/> 有・無 在留資格等 <input type="checkbox"/> 有・無 番号等 <input type="checkbox"/> 有・無
	特記事項	
担当部署等（送付先）	《担当課》 《ログイン担当者》 《電話》	

※ 請求対象者の日本国籍の有無によって、証明事項が変わります。

請求対象世帯に外国人がいる場合（いないことがわからない場合）は下記の外国人特有記載事項の可否を選択してください。

外国人特有記載事項

国籍・地域 : 国籍の属する国又は

出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロに規定する地域

法30条の45 : 住民基本台帳法（住基法）第30条の45に規定する区分

例) 中長期在留者、特別永住者等

在留資格等 : 在留資格、在留期間、在留期間の満了の日

番号等 : 在留カードの番号、特別永住者証明書の番号等

〇〇第 号
令和 年 月 日

《所有者》 様

横浜市〇〇区・局 〇〇課長

空家等の適切な維持管理について（お願い）

平素より、横浜市行政に御協力いただきお礼申し上げます。

今回、ご連絡させていただいた件は、《地名地番》に所有する土地・建物についてです。現在、当該建物は居住等が為されておらず、いわゆる「空家」になっていると思われまので、引き続き、適切な管理をお願いいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等の所有者の方、又は管理者の方は、空家等の適切な管理に努めることが定められています。

横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。

なお、この通知は（土地・建物登記事項証明書・戸籍情報・課税情報）をもとに送付しています。この通知をお受け取りになりましたら、早急に次の担当までご連絡ください。お手数をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

【担当】

《担当者》

資料（別添）を同封する場合

《ご案内》

横浜市では、空家の所有者の方向けの無料相談窓口を設けております。資料を同封しますので、お困りごとがあれば、必要に応じてご活用ください。

「所有者」様

「市長名」

空家等の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。
あなたが所有又は管理する「地名地番 1」所在の建築物について調査したところ、
...

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺の生活環境へ影響を与えないように、修繕等の必要な対策を講じてください。このままの状態ですと、〇〇（建物の倒壊や火災の発生、樹木の繁茂）等の原因となり、周辺住民（や通行人）の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、場合によっては、生命・財産に危害を及ぼすことにもつながります。空家等は所有者の財産であり、空家等の所有者や管理者は責任を問われることがありますので、念のため申し添えます。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付しています。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りが無い場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（平成年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：「地名地番 2」

建築物：○造…○階建

床面積の合計：○平方メートル

【空家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条（空家等の所有者等の責務）】

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

「担当者 1」
「担当者 2」
「担当者 3」
「担当者 4」
「担当者 5」
「担当者 6」

《所有者》様

《市長名》 印

空家等の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。

あなたが所有又は管理する《地名地番 1》所在の建築物について調査したところ、…

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。調査の結果、この空家等は、法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」※に該当すると認められました。

つきましては、今後の改善計画等を伺いたいのので、令和〇年〇月〇日（〇）までに別紙確認票をご提出いただけますようお願いいたします。このままの状態でご放置されますと、〇〇等（建物の倒壊や火災の発生、樹木の繁茂）の原因となり、周辺住民の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、場合によっては、生命・財産に危害を及ぼすことにもつながります。空家等は所有者の財産であり、空家等の所有者や管理者は責任を問われることがありますので、念のため申し添えます。

今後、当該特定空家等の状態が改善されない場合は、法第 14 条第 1 項に基づく指導を行う場合があります。

また、空家及びその敷地の状況を確認するため、敷地内への立入調査を行う可能性があります。立入調査をご了承いただけない場合は令和〇年〇月〇日（〇）までに下記担当へ御連絡ください。

なお、この通知は（空家等の登記事項証明書者等に関する課税情報）により、所有者を調査らっしゃる場合や、当該空家等にお心当たりがない場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

必要に応じて、記載の有無を選択してください。建物内への立入調査が必要な場合は、改めて了承確認しましょう。

※【空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項】

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

《担当者 2》

《担当者 3》

《担当者 4》

《担当者 5》

《担当者 6》

《所有者》 様

《市長名》

特定空家等に関する必要な措置について（通知）

あなたが所有する下記空家等は、空家等対策の促進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に定められる「特定空家等」に該当すると認めました。

つきましては、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう求めます。

1 対象となる特定空家等

所在地 《地名地番 1》

用途 ○○

所有者の住所及び氏名

《所有者住所》

《所有者》

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者 《担当者 2》《担当者 3》

《担当者 5》

《担当者 4》

5 措置の期限 平成○年○月○日

・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

・上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとられなかった場合は、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。(※別添資料参照)

上記の措置の実施計画等の状況について、平成○年○月○日までにご連絡下さい。

《所有者住所》
《所有者》様

《市長名》

勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地 《地名地番1》
用途 ○○
所有者の住所及び氏名
《所有者住所》
《所有者》
- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 勧告の責任者 《担当者2》《担当者3》
《担当者5》
《担当者4》
- 5 措置の期限 平成○年○月○日

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

《所有者》 様

〇〇課長
〇〇 〇〇

空家等の適切な維持管理について（依頼）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。
《地名地番 1》所在する建築物について調査したところ、…

具体的な不良個所とその状況を明記

今後周辺に危害を及ぼす可能性があります。（～を確認しました。）

この状況について当該建築物の所有者にお知らせするため建築物所有者を調査しましたが、特定できませんでした。そのため、（土地登記事項証明書）により（土地所有者）である〇〇様に送付しています。

つきましては、当該建築物の所有者又は管理者等について事情を伺いたいので、下記担当まで御連絡ください。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

【建築物の概要（平成年月日付（建物登記事項証明書）による）】

所在地：《地名地番 2》

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【空家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条（空家等の所有者等の責務）】

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

【建築基準法第 8 条（維持保全）】

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

《担当者 2》

《担当者 4》

《担当者 5》

《担当者 6》

「所有者」様

〇〇課長
〇〇 〇〇

空家等の適切な維持管理について（依頼）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
平成 27 年 2 月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等の所有者又は管理者の方は、空家等の適切な管理を行うことが責務となりました。横浜市でも、法に基づいて空家等の対策に取り組んでいるところです。
「地名地番 1」所在する建築物について調査したところ、…

具体的な不良個所とその状況を明記

今後周辺に危害を及ぼす可能性があります。（～を確認しました。）

この状況について当該建築物の所有者にお知らせするため、建物の登記事項証明書により建築物所有者を調査し、通知を送付しましたが届きませんでした。そのため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該空家の課税情報をもとに、納税通知書の通知先である〇〇様に送付しています。

つきましては、当該建築物の所有者又は管理者等について事情を伺いたいので、下記担当まで御連絡ください。お手数をおかけしますが、よろしく願います。

【建築物の概要（平成年月日付 課税台帳による）】

所在地：「地名地番 2」

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【空家等対策の推進に関する特別措置法第 3 条（空家等の所有者等の責務）】

空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

【建築基準法第 8 条（維持保全）】

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

「担当者 2」

「担当者 4」

「担当者 5」

「担当者 6」

「所有者」様

「市長名」

建築物の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
あなたが所有又は管理する「地名地番 1」所在の建築物について調査したところ、
...

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、建築士等の専門家に御相談のうえ、安全上支障がなく、また周辺
の生活環境へ影響を与えないように、修繕等の必要な対策を講じてくだ
さい。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付してい
ます。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当りがな
い場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（平成年月日付 建物登記事項証明書による）】

所在地：「地名地番 2」

建築物：○造…○階建

床面積の合計：○平方メートル

【参考】

建築基準法第 8 条において、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷
地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課せられています。

建築物の事故等により人身被害や物損被害が発生した場合、建築物の所有者等は責任
を問われることがありますので、念のため申し添えます。

「担当者 2」

「担当者 3」

「担当者 4」

「担当者 5」

「担当者 6」

「所有者」様

「市長名」

建築物の適切な維持管理について（通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
あなたが所有又は管理する「地名地番 1」所在の建築物について調査したところ、
…

具体的な不良個所とその状況を明記

を確認しました。

つきましては、今後の改善計画等を伺いたいので、平成〇年〇月〇日（〇）までに下記担当へ御連絡ください。このままの状態ですと、〇〇等（建物の倒壊や火災の発生、樹木の繁茂）の原因となり、周辺住民の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、場合によっては、生命・財産に危害を及ぼすことにもつながります。建物の所有者や管理者は責任を問われることがありますので、念のため申し添えます。

なお、この通知は建物の登記事項証明書により、建物所有者を調査し送付しています。他に建物所有者又は管理者がいらっしゃる場合や、当該建物にお心当たりがない場合には、その旨を下記担当まで御連絡ください。

【建築物の概要（平成年月日付（建物登記事項証明書）による）】

所在地：「地名地番 2」

建築物：〇造…〇階建

床面積の合計：〇平方メートル

【建築基準法第 8 条（維持保全）】

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

「担当者 2」

「担当者 3」

「担当者 4」

「担当者 5」

「担当者 6」

《建建指 1》第 号
令和 年 月 日

《所有者》 様

《市長名》

建築物等の適切な維持管理について（再通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

あなたが所有している《地名地番 1》所在の建築物については、平成〇年〇月〇日付《建建指 2》第〇号にて改善を求めているところですが、平成〇年〇月〇日に現地を確認したところ、改善が見られませんでした。このまま放置されますと、周辺住民の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、台風などによる強風時や地震発生時には、建物部材の飛散や落下、倒壊などにより周辺に大きな危害を及ぼすおそれがありますので、安全上支障がないように、修繕等の必要な対策を講じてください。

つきましては、今後の改善計画等を伺いたいので、平成〇年〇月〇日（〇）までに下記担当まで御連絡ください。

【建築基準法第 8 条（維持保全）】

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

《担当者 2》

《担当者 3》

《担当者 4》

《担当者 5》

《担当者 6》

《建建指 1》第 号
令和 年 月 日

《所有者》 様

《市長名》

建築物等の適切な維持管理について（再通知）

日頃から、横浜市の建築行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

あなたが所有している《地名地番 1》に所在する建築物について、建築物全体の老朽化が進み、〇〇（著しく腐食等）しているため、平成〇年〇月〇日付《建建指 2》第〇号にて、御連絡をお願いする旨の通知を送付しましたが、現時点で御連絡をいただいております。また、平成〇年〇月〇日に現地を調査したところ、前回通知時から状況が改善されていないことを確認しました。このまま放置されますと、周辺住民の方々の生活環境に影響を与えるだけでなく、台風などによる強風時や地震発生時には、建物部材の飛散や落下、倒壊などにより周辺に大きな危害を及ぼすおそれがありますので、安全上支障がないように、必要な改善措置を講じてください。

つきましては、次の内容について事情を伺いたいので、平成〇年〇月〇日（〇）までに下記担当へ御連絡ください。

【内容】

1. 当該建築物の管理状況について
2. 当該建築物の今後の改善計画等について

【建築基準法第 8 条（維持保全）】

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

《担当者 2》

《担当者 3》

《担当者 4》

《担当者 5》

《担当者 6》